



マイナンバーQ&A!! (よくある質問と答え)

マイナンバーとは、国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。社会保障、税、災害対策の分野で利用され、市民の利便性の向上や行政の効率化、公平・公正な社会の実現などの効果が期待されています。

Q1 マイナンバーが導入されると添付書類が不要になると言われていますが、住民票の写しや戸籍の添付が全て不要になるのですか？

A 平成29年7月から、社会保障や税などの行政手続で住民票の写しなどの添付が順次不要になります。ただし、当面は法律等で定められた行政手続に限られるため、それ以外の行政手続では引き続き住民票の写しなどの添付が必要です。また、戸籍はマイナンバーの利用対象に入っていないため、従来どおり提出していただく必要があります。

Q2 マイナンバーが届いたら、何をすればいいの？

A 10月中旬から11月末までに住民票に登録されている住所あてにマイナンバーを通知するカード(通知カード)が郵送され、平成28年1月から社会保障や税などの行政手続でマイナンバーの記入が必要となります。通知カードは窓口でマイナンバーを確認するための大切な書類です。また、マイナンバーは原則、生涯同じ番号を使い続け、自由に変更はできませんので、通知カードは大切にしてください。

※「個人番号カード」の申請方法などは14・15ページをご覧ください。

マイナンバーに関する問合せ

全国共通ナビダイヤル

☎0570-20-0178

9:30~20:00

(土・日・祝日も17:30まで開設。ただし、年末年始を除く)

※通話料がかかります。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、☎050-3816-9405におかけください。

※外国語対応が必要な場合は☎0570-20-0291におかけください。

Q3 家を空けがちなので簡易書留を受け取れなかったらどうなるの？

A 郵便局で7日間保管後本市の管理センターに送られ、転居等の有無を確認後に区役所へ戻ります。その後、区役所からお知らせハガキをお送りしますので、そのハガキと本人確認資料を持って区役所へお越しください。ピーク時には保管期限後からハガキの到着まで1か月程度かかる場合があります。

Q4 よく「国が個人情報を一元管理する」と言われますが、本当？

A 違います。個人情報の管理は今までどおり各機関で行い、必要な情報を必要な時だけやりとりする「分散管理」の仕組みを採用しています。マイナンバーをもとに特定の機関に共通のデータベースを構築することはなく、個人情報がまとめて漏れるようなこともありません。

ご注意!

マイナンバー制度をかたる不審な電話にご注意ください!

マイナンバー制度に関して、国や区から電話で個人情報の照会をすることはありません。おかしいと思ったら、すぐに110番するか、警察署に連絡してください。



区役所への問合せ

●城東区役所マイナンバーナビダイヤル

☎0570-06-6466(10月19日(月)から受付開始)

9:00~17:30

(土・日・祝日、年末年始を除く)

※通話料がかかります。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、☎6930-9146におかけください。



マイナちゃん